

個人番号（以下「マイナンバー」）を利用した 情報連携の本格運用が始まりました。

共済組合では、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき組合員および被扶養者の皆さまからマイナンバーの収集にご協力をいただいておりますが、平成30年10月9日より情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携の本格運用が開始となりましたのでお知らせいたします。これにより、事務処理において省略できる添付書類は下記の表にまとめております。

なお、情報連携により、共済組合が課税（非課税）証明書など所得にかかる書類（表中【※】あるもの）を取得する場合は、総務省告示により、本人の同意を要するとされておりますので、同意書の提出をお願いいたします。同意書を提出しない場合は、今までどおり所得にかかる証明書類を提出していただきます。

また、情報提供ネットワークシステムにおいて不具合等があった場合は、添付書類の依頼をさせていただくことがありますので、ご理解ご協力のほどお願いいたします。

今後、事務処理において変更等があった場合は、『共済だより』等によりお知らせいたします。

情報連携の対象となる業務	組合員が省略できる添付書類
被扶養者の認定	● 課税（非課税）証明書【※】 ● 住民票
組合員被扶養者証の検認または更新（注）	● 課税（非課税）証明書 ● 住民票
支払未済の給付にかかる受給者の確認	● 住民票
入院時食事療養費の支給申請の支給決定	● 非課税証明書【※】
入院時生活療養費の支給決定	● 非課税証明書【※】
高額療養費の支給の決定	● 非課税証明書【※】
高額介護合算療養費の支給の決定	● 非課税証明書【※】
出産費の支給決定 家族出産費の支給決定	● 以前加入していた健康保険組合等が発行する 出産費不支給証明書
限度額適用・標準負担額減額認定証の認定	● 非課税証明書【※】

（注）組合員被扶養者証の検認または更新にかかる添付書類の省略については、今後検討のうえ、改めてお知らせします。



お問い合わせ先 保険課 ☎048-822-3306